

平成29年2月15日

## ガス事業法第37条の7第1項において準用する 同法第10条第1項の規定による事業の譲渡し 及び譲受けの認可について

九州経済産業局及び九州産業保安監督部から、大栄ガス株式会社（法人番号4290801014174）及びENEOS グローブエナジー株式会社（法人番号4010001108754）によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準Ⅰ. 第11.（16）で準用する審査基準Ⅰ. 第11.（5）で準用する審査基準Ⅰ. 第11.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙の通り九州経済産業局長及び九州産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
2 0 1 7 0 2 1 3 九州第 3 号  
平 成 2 9 年 2 月 1 5 日

九州経済産業局長 殿

九州産業保安監督部長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 3 7 条の 7 第 1 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可について (回答)

平成 2 9 年 2 月 1 0 日付け、2 0 1 7 0 2 0 6 九州第 3 8 号、2 0 1 7 0 2 0 6 九産保第 1 6 号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第 3 7 条の 7 第 1 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号。その後の改正を含みます。) I. 第 1 1. ( 1 6 ) で準用する審査基準 I. 第 1 1. ( 5 ) で準用する審査基準 I. 第 1 1. ( 1 1 ) ⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められました。